
令和3年4月採用 高山市職員採用試験案内

《募集職種》

事務

- ・ B① (高卒程度)
- ・ B② (就職氷河期世代)
- ・ C (障がい者) 【資格等要件・試験内容変更】

技術(土木・建築・電気・機械、高卒程度) 【試験区分変更】

資格免許職

- ・ 救急救命士 【年齢要件変更】

消防(高卒程度)

- ・ ① (18歳～21歳)
- ・ ② (22歳～38歳) 【試験区分・年齢要件変更】

技能労務職(衛生業務)

《第一次試験》

日時：令和2年10月18日(日)

場所：高山市役所

《申込受付期間》

令和2年8月1日(土)～9月18日(金)

日程や試験内容は変更になる場合があります。

重要なお知らせは、随時ホームページに掲載しますのでご確認ください

～人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山～

高山市では、「第八次総合計画」に基づき、市民が主役という考えのもと多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望をもち、心豊かにくらししていくことのできる「自立」したまちを目指しています。

高山市を愛し、高山市の発展に向け熱意を持って取り組む人材を求めます！



高山市採用ホームページには、先輩職員からのメッセージを掲載しています
ぜひご覧ください！



この試験は、令和3年4月1日付の高山市職員採用候補者を決定するために行うものです。

★「事務C(障がい者)」の資格等要件と試験内容を変更しました。

・「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の交付を受けている方も対象とします。

※試験内容については、「5. 試験の方法及び試験内容」をごらんください。

★「技術(高卒程度)」は、職種に区分せず「技術職」として一括募集します。

※専門試験「土木」「建築」「電気」「機械」のうち1科目を選択して受験します。

★「消防(高卒程度)」について、試験区分を年齢で分割し、上限を引き上げました。

★「救急救命士」の年齢上限を引き上げました。

★「事務B②(就職氷河期世代)」を継続して募集します。

※就職氷河期世代において希望する就職ができず、現在非正規雇用で就労しているかたや無職の状態であるかたを対象としています(住所要件はありません)。

1. 試験区分、募集人数及び受験資格			
試験区分	募集人数	受験資格	
		年齢要件	資格等要件
事務 (高卒程度)	B ①	2名程度	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれたかた 高校卒業程度の学力を有するかた
	B ② (就職氷河期世代)	1名程度	昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれたかた 次のすべてに該当するかた ①高校卒業程度の学力を有するかた ②令和2年5月1日現在、正規雇用労働者(注)として雇用されていないかた
	C (障がい者) 【資格等要件変更】	1名程度	昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに生まれたかた 次のすべてに該当するかた ①高校卒業程度の学力を有するかた ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかた
技術 (高卒程度) 【試験区分変更】		2名程度	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれたかた 高校卒業程度の学力を有するかた
消防 (高卒程度)	① 【試験区分変更】	1名程度	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれたかた 高校卒業程度の学力を有するかた
	② 【試験区分変更】	1名程度	
救急救命士 【年齢要件変更】		2名程度	昭和57年4月2日以降に生まれたかた 救急救命士免許を有するかた、又は令和3年3月31日までに免許を取得見込みのかた
技能労務職 (衛生業務)		1名程度	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれたかた 2級ボイラー技士以上もしくはクレーン特別教育修了の資格のあるかた、または令和3年3月31日までに取得見込みのかた

(注) 正規雇用労働者とは、次の1から4のいずれにも該当する労働者をいいます。

1. 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
2. 派遣労働者として雇用されているかたでないこと
3. 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く)
4. 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

※受験資格要件について虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。また、要件確認のため、過去の勤務先に就業形態を聴取する場合がありますのでご了承ください。

※採用人数は成績等により決定します。

※各試験とも国籍及び障がいの有無にかかわらず、受験資格要件に適合するかたであれば受験可能です。

※障がいのあるかたで、受験に際して試験問題や会場などの配慮が必要なかたは事前に相談してください。

◎ 欠格条項（次の各号に該当するかたは、受験できません。）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのかた
- ② 高山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた
- ③ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したかた

2. 職務内容

試験区分		主な職務内容
事務	B①②	本庁及び支所の各部局における予算・経理、税務、福祉、戸籍・住民登録、環境政策、農政、観光・産業振興、国際交流等の行政各分野に関する業務
	C	
技術		道路・橋りょう・河川・上下水道等の建設・改修工事や維持管理、建築物の設計・監理等に関する業務
消防①②		消火活動、救助・救急活動、予防広報、危険物規制等の消防業務
救急救命士		
技能労務職（衛生業務）		焼却設備等の運転及び維持管理、一般廃棄物（し尿及び浄化槽の汚でいを除く）の処分等の業務 ※採用後は上記の職務内容以外の技能労務職の職場へ配置される場合もあります。

3. 試験の日時及び場所（予定）

区分	日時	場所
第一次試験	令和2年10月18日（日） 【受付開始】 午前8時00分（予定） 【試験終了】 午後3時（予定）	高山市役所
第二次試験	令和2年11月下旬（予定） （詳細は第一次試験合格者に通知します。）	高山市役所

※応募状況により変更する場合は、受付締切後に案内します。

4. 合格発表の方法等

区分	方法等
第一次試験	令和2年11月中旬（予定） までに第一次試験合格者を決定し、第一次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。
第二次試験	令和2年12月中（予定） に、第二次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。

5. 試験の方法及び試験内容

試験区分		第一次試験	第二次試験
事務	B①	・教養試験(高卒程度) ・小論文試験	・集団面接試験 ・個別面接試験
	B②	・教養試験(高卒程度) ・小論文試験	・個別面接試験
	C	・事務能力基礎試験 ・作文試験 【試験内容変更】	
技術 (高卒程度)	・専門試験(高卒程度)※選択制 次の科目から1科目を選択して受験 「土木」「建築」「電気」「機械」 ・小論文試験 【試験内容変更】	・個別面接試験	
消防①②	・教養試験(高卒程度) ・小論文試験 ・体力試験	・個別面接試験	
救急救命士	・社会人基礎試験 ・小論文試験 ・体力試験	・個別面接試験	
技能労務職 (衛生業務)	・事務能力基礎試験 ・作文試験 ・体力試験	・個別面接試験	

※各試験の【試験内容】については、下表を参照ください。

※全ての試験区分において、適性検査、性格診断検査を実施します。

【試験内容】

区分	出題分野	
第一次試験	教養試験 (高卒程度)	一般知能(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈等)及び一般知識(社会、理科、英語及び国語等の知識)について、それぞれの試験区分に応じて択一式による筆記試験を高校卒業程度の試験で行います。
	社会人基礎試験	職務を遂行する上で必要な基礎的な知的能力(社会的関心と理解、言語的能力、理論的思考力)及び職場・職務への適応性について択一式による筆記試験を行います。
	事務能力基礎試験	日本語能力及び数的処理能力について択一式による筆記試験を行います
	小論文試験	出題テーマにもとづいて1,200字以内で小論文を作成します。
	作文試験	出題テーマにもとづいて800字以内で作文を作成します。
	専門試験	専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を高校卒業程度の試験で行います。試験問題の出題分野は、【別表】のとおりです。
	体力試験	業務遂行に必要な体力試験を行います。
第二次試験	集団面接試験	主として人物について集団面接による試験を行います。
	個別面接試験	面接による口述試験を行います。

【別表】 専門試験の出題分野

試験区分		出題分野
技術 (高卒程度)	土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	建築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
	電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
	機械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)・電子機械

6. 資格保有者への加点について

各種の資格(語学、パソコン、技術系資格等)を有している場合、第一次試験の結果に加点を行います。資格等を有するかたは高山市職員採用試験受験申込書(履歴票)の「8. 特技及び資格」の欄に記入するとともにその資格を証明するものを添付してください。

7. 受験申込手続き

申込書の請求	<p>直接請求 総務部総務課(本庁4階)、インフォメーション(本庁1階)、各支所地域振興課などでお渡しします。</p> <p>郵便請求 封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒(角形2号)と140円切手を同封してください。</p> <p>インターネット 高山市ホームページ「職員採用」からダウンロード https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1008397/1011832/1002515.html</p>
必要書類等	<p>①受験申込書 …………… 1通</p> <p>②受験票 …………… 1通</p> <p>③写真 …………… 2枚</p> <p>※申込み前6か月以内に撮影したものを受験申込書及び受験票に貼付(上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4cm)</p> <p>④最終学校の卒業(見込み)証明書 …… 1通(6か月以内に交付のもの)</p> <p>⑤最終学校の成績証明書 …… 1通(6か月以内に交付のもの)</p> <p>※経過年数により取得できない場合は、卒業証明書のみ</p> <p>⑥資格等証明書 …………… 1通</p> <p>(イ) 救急救命士、技能労務職を受験されるかたで<u>資格要件を満たす免許又は資格を有するかたは免許証等の写し。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士 …… 救急救命士免許証の写し ・技能労務職 …… ボイラー技士免許証の写し、またはクレーン特別教育修了証の写し <p>(ロ) 資格要件以外の資格を有する場合、その資格を証明するものの写し</p> <p>⑦身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し …… 1通</p> <p>※上記手帳の交付を受けているかた(等級及び障がい名のわかるもの)</p> <p>⑧健康保険証の写し …… 1通</p> <p>※事務B②(就職氷河期世代)を受験されるかたのみ</p>

申込方法	<p>窓口申込 受付場所：総務部総務課（本庁4階）、各支所地域振興課 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで ※上記時間以外は、高山市役所1階宿直室（宿日直）又は各支所宿日直室にて受け付けます。 ※受付最終日 9月18日（金） は、午後5時15分まで</p> <p>郵送申込 封筒の表に「受験申込」と朱書き、必ず簡易書留郵便で下記郵送先へ送付 令和2年9月18日（金） までの消印有効 郵送先：〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所総務部総務課人事担当</p>
申込受付期間	<p>令和2年8月1日（土）から令和2年9月18日（金） までです。 ※最終日は午後5時15分まで受け付けます。 ※郵送の場合は、9月18日（金） までの消印のあるものに限り受け付けます</p>
受験申込書の受理確認	<p>受付期間終了後、受験資格審査を行い、改めて申込者本人に第一次試験の案内を郵送します。第一次試験日3日前までに案内が届かない場合は、ご連絡ください</p>

8. 合格から採用までの流れ

最終合格者は、試験区分ごとに高山市職員採用候補者名簿に登載されます。採用予定年月日は原則として令和3年4月1日で、職員体制に応じて名簿に登載されたかたの中から成績順に採用者を決定します。なお、採用候補者名簿に登載されたかたすべてが採用されるとは限りませんのでご注意ください。

また、この名簿の有効期限は、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

9. その他

(1) 給与等の例

初任給は学校卒業後、民間企業等における職歴等を考慮して決定し、原則として毎年1回昇給します。

- (例) 【事務、技術、消防】高校を卒業した方が 18歳 で採用 約 150,600 円
 【救急救命士】専門学校を卒業した方が 20歳 で採用 約 160,100 円
 【技能労務職】高校を卒業し17年間の職歴を有する方が 35歳 で採用 約 207,600 円

このほか扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などを支給します。

(2) 試験結果の提供

試験結果については、受験者本人に限り、「総合得点」と「順位」について開示します。運転免許証や学生証等写真で本人であることを確認できるものを、以下の開示場所に持参してください。電話、手紙、電子メール等による開示請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	当該試験の総合得点及び順位	当該試験の結果通知受領の日から1ヶ月以内	高山市役所本庁舎4階 総務課
第2次試験	第2次試験不合格者			

【問合せ先】 高山市役所 総務部総務課 人事担当
〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
電 話 代表0577-32-3333 内線 2455
直通0577-35-3133
メールアドレス soumu@city.takayama.lg.jp